

理事会運営規程

平成 24 年 4 月 1 日制定
平成 24 年 6 月 2 日改正
平成 24 年 8 月 5 日改正
平成 28 年 10 月 1 日改正
平成 30 年 7 月 8 日改正
令和 3 年 5 月 1 日改正
令和 5 年 2 月 25 日改正

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）の定款第 36 条に基づき、本会の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第 2 章 理事会の構成及び権限

(構成)

第 2 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 3 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長と副会長以外の業務執行理事の選定及び解職

(決議事項)

第 4 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 重要な業務執行の決定
- (2) 会長及び副会長と副会長以外の業務執行理事の選定及び解職
- (3) 常勤役員を選任と解任
- (4) 社員総会に付議すべき事項の決定
- (5) 重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 多額な借財
- (7) 重要な使用人の選任及び解任
- (8) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

- (9) 内部管理体制の整備
- (10) 事業計画及び収支予算の承認
- (11) 事業報告及び収支計算書類等の承認
- (12) 定款第 45 条に規定する基本財産の取得並びに処分
- (13) 定款第 37 条第 2 項第 6 号に規定する責任の免除
- (14) その他法令に定める事項並びに理事会が必要と認める事項

2 前項各号のうち、定款第 37 条第 2 項に定める事項を除いて、決定の一部を業務執行理事に委任することができる。

(報告義務)

第 5 条 会長及び業務執行理事は、毎事業

年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令又は定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 第 4 条第 4 号の取引をした理事は、当該取引についての重要事実を、取引後遅滞なく理事会に報告しなければならない。

第 3 章 理事会の種類及び開催

(種類及び開催)

第 6 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、年 4 回以上定期に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

第 4 章 理事会の招集

(招集者)

第 7 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 2 号により理事が招集する場合及び同条第 3 項第 4 号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号または第4号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の場合、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第8条 理事会を招集するときは、会議の目的事項、日時、場所を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日1週間前までに通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第5章 理事会の議事

(議長)

第9条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 前項にかかわらず、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ定められた順序に従って副会長がこれにあたる。
- 3 第1項及び第2項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれにあたる。

(決議方法)

第10条 理事会に付議された事項は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、この場合において議長は、理事として表決に加わることができない。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は決議に加わることができない。
- 3 第1項の場合において、可否同数のときは議長の表決により、これを決する。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、必要な場合には意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した

会長、副会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。但し、会長不在の場合は理事会に出席した理事全員の署名捺印を必要とする。

第6章 補則

(事務局)

第14条理事会の事務局は、本会総務委員会が担当し、本会事務局が補佐する。

(改廃)

第15条本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

第16条この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年6月2日から施行する。
- 3 この規程は、平成24年8月5日から施行する。
- 4 この規程は、平成28年10月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成30年7月8日から施行する。
- 6 この規程は、令和3年5月1日から施行する。
- 7 この規程は、令和5年2月25日から施行する。